

青森県報

第二千六百二十九号

平成十八年
五月十九日
(金曜日)

目 次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	（団体経営改善課）	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領	（整備課）	二
道路の区域の変更	（道路課）	三
道路の供用の開始	（同）	三
廃川敷地等の公示	（河川砂防課）	四
公 告		
調理師試験の施行	（保健衛生課）	四
液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約に係る一般競争入札	（同）	四
大規模小売店舗の変更の届出	（経営支援課）	六
右 同	（同）	七
肥料登録の失効	（食の安全・安心推進課）	八
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	八
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	八
出先機関		
土地改良事業計画変更の同意	（中南地域）	八
教育委員会	（県民局）	八
青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令	（職員福利課）	九

告 示

青森県告示第四百三十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸第一区域の項を次のように改める。

八戸第一区域	八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域	1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業
うち甲の地区	八戸市白銀台一丁目、白銀台二丁目、白銀台三丁目、白銀台四丁目、白銀台五丁目、白銀台六丁目、白銀台七丁目、白銀一丁目、白銀二丁目、白銀三丁目、白銀四丁目、白銀五丁目、大字白銀町及び大字大久保の区域	2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船でいかつり漁業の取締りに関する省令（昭和四十四年農林省令第四十一号）第一条第一項第二号又は第三号に掲げる海域以外の海域において行ういかつり漁業
うち乙の地区	八戸市新湊一丁目、新湊二丁目、湊高台七丁目、大字湊町、大字新井田及	3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
		4 十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としてほっき貝けた網漁業を行う漁業であって甲の地区の者が行う漁業
		5 十トン未満の漁船により行う漁業であって、主としていかつり漁業であって甲の地区の者が行う漁業
		6 十トン未満の漁船により行う漁業であって、4及び5に掲げる漁業以外の漁業であって甲の地区の者が行う漁業

び大字河原木の区域

- 7 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほっき貝けた網漁業を行う漁業であつてこの地区の者が行う漁業
- 8 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつてこの地区の者が行う漁業
- 9 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、7及び8に掲げる漁業以外の漁業であつてこの地区の者が行う漁業
- 10 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、4から9に掲げる漁業以外の漁業

青森県告示第四百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年五月十日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の一、九〇の二及び九〇の三の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田に設置された四等三角点（北緯四〇度五五分五〇・八六九一秒、東経一四一度〇〇分四七・一九四七秒）から一二九度〇三分一五七九・七三メートルの地点

- の地点 から三八度一〇分二七・七九メートルの地点
- の地点 から一二八度一三分四・八四メートルの地点
- の地点 から三八度三分二〇・九三メートルの地点
- の地点 から三七度二分三・七〇メートルの地点
- の地点 から一二七度二分〇・四二メートルの地点
- の地点 から三七度二分四五・八八メートルの地点
- の地点 から一二七度二分一四・一六メートルの地点
- の地点 から一二七度二分四四・四六メートルの地点
- の地点 から三〇七度二分四・五二メートルの地点
- の地点 から一二八度四分二六・一一メートルの地点
- の地点 から一二八度二分九・九四メートルの地点
- の地点 から一二七度四分二七・八九メートルの地点

3 面積

一、五八九・〇九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の一、九〇の二、九〇の三、八六の三四、八六の三五及び一一二の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からケの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とケの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田に設置された四等三角点（北緯四〇度五五分五〇・八六九一秒、東経一四一度〇〇分四七・一九四七秒）から一二九度〇三分一五七九・七三メートルの地点

イの地点 アの地点から三八度一〇分二七・七九メートルの地点
 ウの地点 イの地点から二八度二三分四・八四メートルの地点
 エの地点 ウの地点から三八度三分二〇・九三メートルの地点
 オの地点 エの地点から三〇度二〇分九・五八メートルの地点
 カの地点 オの地点から三七度二〇分五九・五八メートルの地点
 キの地点 カの地点から二七度二〇分三九・二四メートルの地点
 クの地点 キの地点から二七度二〇分一〇・八・六三メートルの地点
 ケの地点 クの地点から三〇度七度二〇分一〇・二二メートルの地点

3 面積
 三、九四七・一六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年六月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	後				
1	県道	八戸三沢線	上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の二〇八から 上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の二〇〇まで			前 一三九・〇〇メートルから	後 一三九・〇〇メートルから	後 一〇七・六一メートル	
2	県道	青森環状野内線	青森市大字野木字野尻三七の五八から 青森市大字野木字野尻三七の六五まで			前 一四一・三〇メートルから	後 一四一・三〇メートルから	後 二〇七・〇〇メートル	
			前	後	後	一四〇・七〇メートルから	一四〇・七〇メートルから	二〇七・〇〇メートル	

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年六月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 八戸三沢線	上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の二〇八から 上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢二五の二〇〇まで	平成二〇一八・五・一九

青森県告示第四百四十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川 奥入瀬川水系藤島川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十八年五月十九日

三 廃川敷地等の位置

十和田市大字藤島字上野月七九の一地先及び七九の四の一部

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 四四・九四平方メートル

公 告

調理師試験の施行

平成十八年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十八年九月十八日（月）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十八年七月十八日（火）から同月三十一日（月）まで。ただし、郵送による場合は七月三十一日（月）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、各地方健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ（電話〇一七・七三四・九二二二）に問い合わせること。

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の賃貸借

1 賃貸借物品

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計

2 物品の規格等

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の仕様書による。

3 契約期間

平成十八年八月一日から平成二十三年三月三十一日まで

ただし、この契約に係る予算の削減又は減額があつた場合は、この期間中の中途において当該契約を解除することがある。

4 納入場所

青森県環境保健センター（青森市東造道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により事務用機器のAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

電話 〇一七・七三四・九二一四

2 入札書の提出期限

平成十八年六月二十九日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階C会議室

平成十八年六月三十日 午後一時三十分

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条及び第三百三十三条の規定による。

ただし、青森県財務規則第三百三十二条第一項に規定する競争入札に参加する者の見積もる金額は、初年度の契約金額とする。

2 契約保証金

青森県財務規則第百五十九条の規定による。

(一) 契約期間中初年度の契約金額（翌年度以降の各年度においては各年度の契約金額）の百分の五以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって契約し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(二) アに記載する契約保証金の免除要件その他については、翌年度以降における各年度の契約金額についても同様であること。

五 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応ずるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならぬ。

3 落札対象

賃貸借物品に要求する性能等が満たされると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち八か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するにやむ。

SUMMARY

1 Service required:

Leasing of Liquid Chromatography Mass Spectrometer

2 Period of lease:

From August 1, 2006 through March 31, 2011

3 Time limit for tender:

By 5:00 p.m. on June 29, 2006

4 Contact point:

Health and Sanitation Division
Health and Welfare Department
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL: 017-734-9214

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン下田ショッピングセンター
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中下田一三五〇二
代表取締役 羽間和彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社ハピネス・アンド・デイ 千葉県香取郡小見川町小見川七九八 代表取締役 田泰夫	株式会社ジュエリーデン 千葉県香取郡小見川町小見川七九八 代表取締役 田泰夫	平成 一六・一・一
株式会社良品計画 東京都豊島区東池袋四丁目二六の二三 代表取締役 松井忠三	株式会社ハウディ 東京都中野区中央五丁目七の一 代表取締役 伊藤猛	一六・三・一
削除	削除	"
株式会社アルファベットパステル 北海道札幌市中央区南二条西二五丁目 代表取締役 濱田一康	株式会社アイウオーク 東京都台東区上野四丁目五の一 代表取締役 栗原裕	一六・三・一〇
		一六・三・一七

四 届出年月日

平成十八年四月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ツルハ 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時	平成一八・五・二七
		株式会社ツルハ 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	

四 届出年月日

平成十八年五月一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二五八号	肥料の 種類 魚廃物加 工肥料	肥料の 名称 七・〇・ツ カシ魚 加工肥料 三号	保証成分量 （パーセント） 窒素全量 七・〇 りん酸全量 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 八戸水産飼料株式 会社 八戸市江陽四丁目 五の一四
青森県第 二七八号	副産動物 質肥料	六・〇水 産加工副 産肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格 のとおり	八戸水産飼料株式 会社 八戸市江陽四丁目 五の一四

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、二ノ沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年五月二十二日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称 三戸郡南部町大字埵渡字吸口一の一、 一の一の二及び一の一の二、字越後七の六、 字佐伝窪一、七の五、七の六、七の二、 七、七の二八、七の四二、七の四三及 び九	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称） 青森市大字筒井字八ツ橋一三八〇の一 二 有限会社モット
--	---

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の計画の変更により平成十八年五月八日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十八年五月十九日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

- 一 事業名 基盤整備促進事業（農業用排水施設整備）
- 二 地区名 鬼神堰

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年五月十九日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「吉田隆男」を「武田哲郎」に、「田村充治」を「田辺哲彦」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭